

総務委員会内規

制定：2019年 1月 13日

1 総則

本内規は、日本図書館情報学会規約第12条に基づき、総務委員会（以下、「本委員会」という）の運営に関して定める。

2 目的

本委員会は、学会全体の円滑な運営を行うと共に、会員への広報活動を行うものとする。

3 活動

本委員会は以下の活動を行う。

- (1) 総会の準備と実施
- (2) 会員集会の準備と実施
- (3) メールマガジンの発行
- (4) 学会ウェブサイトの管理運営

4 構成

- (1) 本委員会は委員長1名、および10名以内の委員から構成される。
- (2) 委員長は、常任理事の中から会長がこれを指名し、理事会の承認を経るものとする。
- (3) 委員は、会員の中から委員長がこれを常任理事会に推薦し、常任理事会の承認を経るものとする。そのうち1名は事務局長が兼任する。
- (4) 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、予め委員長が委員から指名した委員長代理がその任にあたる。

5 任期

- (1) 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- (2) 委員に欠員が生じた場合、4(3)の手續に基づき委員を補充することができる。後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員会の開催

本委員会は年 1 回以上開催する。ただし、電子メール上での開催もできる。

7 改廃

本内規の改廃については、本委員会の議を経て、常任理事会によって審議・承認されるものとする。

付則 本内規は、2019 年 1 月 13 日から施行する。